

《入居者利用料徴収額表》

平成26年4月1日より適用

ケアハウス すずかけの里

対象収入による階層区分		入居者からの利用料徴収額（月額）				備考
		事務費	生活費	管理費	合計	
1	1,500,000以下	10,000	44,810	15,000	69,810	(※) 7,000
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	44,810	15,000	72,810	
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	44,810	15,000	75,810	
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	44,810	15,000	78,810	
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	44,810	15,000	81,810	
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	44,810	15,000	84,810	
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	44,810	15,000	89,810	
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	44,810	15,000	94,810	
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000	44,810	15,000	99,810	
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000	44,810	15,000	104,810	
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,000	44,810	15,000	109,810	
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,000	44,810	15,000	116,810	
13	2,600,001 ~ 2,700,000	64,000	44,810	15,000	123,810	
14	2,700,001 ~ 2,800,000	71,000	44,810	15,000	130,810	
15	2,800,001 ~ 2,900,000	78,000	44,810	15,000	137,810	
16	2,900,001 ~ 3,000,000	85,000	44,810	15,000	144,810	
17	3,000,001 ~ 3,100,000	92,000	44,810	15,000	151,810	
18	3,100,001 以上	92,105	44,810	15,000	151,915	

〈付記〉 1、この表における「前年度収入」とは前年度の収入から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2、11月から3月までの5ヶ月間は、生活費に月額2,590円の冬期加算が上乗せされる。

3、各居室にて使用する電気・電話・水道等の料金は本人の負担となる。

1、管理費については、県の承認を得なければなりませんので変動します。（但し15,000円を上回ることはありません。）

2、入居希望者には、市町村長発行の所得証明等の提示をいただかないと正確な金額が算定されません。

※ 夫婦で利用される場合は、事務費については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、その2分の1をそれぞれの所得として、該当する費用をお二人よりそれぞれいただきます。また、その額が150万円以下の場合は、上記事務額表の該当金額から30%を減額した額を、お二人よりそれぞれいただきます。

※ 区分階層が16階層以上の方は費用基準額の変更に伴い該当月からの差額を徴収・返金させていただきます。

※ 引落としにかかる手数料は平成26年4月1日より108円負担していただきます。